

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年8月10日
【四半期会計期間】	第147期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	阪神内燃機工業株式会社
【英訳名】	The Hanshin Diesel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 和彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078-332-2081（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078-332-2081（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号） 阪神内燃機工業株式会社 東京支店 （東京都千代田区神田駿河台2丁目3番 お茶の水茗溪ビル7階）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第146期 第1四半期累計期間	第147期 第1四半期累計期間	第146期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	3,352	2,955	12,322
経常利益(百万円)	249	350	683
四半期(当期)純利益(百万円)	138	197	290
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金(百万円)	800	800	800
発行済株式総数(千株)	16,000	16,000	16,000
純資産額(百万円)	8,748	9,054	8,925
総資産額(百万円)	20,031	19,128	19,130
1株当たり四半期(当期)純利益金 額(円)	8.67	12.39	18.19
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	3.00
自己資本比率(%)	43.7	47.3	46.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は持分法の対象となる関連会社がないので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
3. 売上高には消費税等は含まれておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災により落ち込んでいた生産活動に再開の兆しが見え始めたところではありますが、長引く円高や夏場の電力不足問題が復興に水を差す形となっており、一部に復興需要が見えるものの全体として本格的な回復にはいたっておりません。

世界経済においては、新興国の牽引は続いているものの米国の景気低迷や欧州の財政問題が長引き、資源高や自国のインフレ圧力も加わって、不安定な状況になっております。

当社の関わる海運・造船業界におきましては、海外では新船の稼働による船腹過剰感から商談は停滞気味に推移しておりますが、コンテナ船やLNG/LPG船等の荷動きは回復傾向にあり一部には新船建造の動きも出てきております。国内におきましては全体としての内航船輸送量の回復は弱含みですが、火力発電に向けての5000kl～6000kl用黒油タンカー船の引き合いが見られるようになってまいりました。

このような企業環境のもと、当第1四半期累計期間の業績につきましては、受注高は比較的短納期案件に限られ、前年同期比42.9%減の1,576百万円となりました。売上高は主機関、部分品とも減少し同11.8%減の2,955百万円となりました。これにより受注残高は同36.7%減の5,750百万円となりました。

損益面につきましては、厳しい受注販売環境のもとではあります。部材等の内製化を進めて操業度を維持し、資材価格の引下げやコストダウンおよび経費削減に注力した結果、営業利益は316百万円（前年同期比21.6%増）、経常利益は350百万円（同40.2%増）、四半期純利益は197百万円（同42.8%増）となりました。

主機関の売上高は、国内・輸出とも減少し1,779百万円（前年同期比16.9%減）となりました。部分品・修理工事は輸出が低調で1,175百万円（同3.0%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、11,247千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,000,000	16,000,000	大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数1,000株
計	16,000,000	16,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	16,000,000	-	800,000	-	41,825

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 34,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,870,000	15,870	-
単元未満株式	普通株式 96,000	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 16,000,000	-	-
総株主の議決権	-	15,870	-

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
阪神内燃機工業株式会社	神戸市中央区海岸通8	34,000	-	34,000	0.21
計	-	34,000	-	34,000	0.21

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,701,439	3,113,100
受取手形及び売掛金	3,395,430	2,952,300
有価証券	10,492	10,495
製品	477,474	671,095
仕掛品	1,407,803	1,453,014
原材料及び貯蔵品	964,648	960,813
その他	279,749	272,706
貸倒引当金	167,800	199,600
流動資産合計	9,069,237	9,233,926
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,368,610	1,356,632
構築物(純額)	250,494	242,844
機械及び装置(純額)	1,508,117	1,398,009
車両運搬具(純額)	7,403	7,153
工具、器具及び備品(純額)	133,824	116,767
土地	5,817,871	5,817,871
建設仮勘定	2,052	136
有形固定資産合計	9,088,373	8,939,416
無形固定資産	43,110	40,842
投資その他の資産		
投資有価証券	559,012	523,470
その他	394,055	413,748
貸倒引当金	22,800	22,600
投資その他の資産合計	930,267	914,619
固定資産合計	10,061,751	9,894,877
資産合計	19,130,989	19,128,804
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,990,128	2,351,284
1年内返済予定の長期借入金	458,428	443,428
1年内償還予定の社債	140,000	140,000
未払法人税等	140,583	159,269
前受金	1,490,102	1,116,380
賞与引当金	151,000	75,600
製品保証引当金	10,100	30,200
その他	743,244	828,452
流動負債合計	5,123,586	5,144,614

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
固定負債		
社債	580,000	580,000
長期借入金	1,319,716	1,208,859
再評価に係る繰延税金負債	1,957,484	1,957,484
退職給付引当金	965,744	943,970
役員退職慰労引当金	74,800	-
その他	184,146	239,336
固定負債合計	5,081,891	4,929,650
負債合計	10,205,478	10,074,265
純資産の部		
株主資本		
資本金	800,000	800,000
資本剰余金	41,825	41,825
利益剰余金	5,106,268	5,256,103
自己株式	9,724	9,807
株主資本合計	5,938,370	6,088,121
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	126,789	106,066
土地再評価差額金	2,860,352	2,860,352
評価・換算差額等合計	2,987,141	2,966,418
純資産合計	8,925,511	9,054,539
負債純資産合計	19,130,989	19,128,804

(2) 【四半期損益計算書】
 【第 1 四半期累計期間】

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
売上高	3,352,112	2,955,076
売上原価	2,521,349	2,073,326
売上総利益	830,762	881,749
販売費及び一般管理費	570,486	565,194
営業利益	260,276	316,555
営業外収益		
受取利息	419	659
受取配当金	831	878
受取補償金	-	41,850
その他	2,738	2,960
営業外収益合計	3,990	46,348
営業外費用		
支払利息	11,138	8,558
その他	3,170	3,781
営業外費用合計	14,308	12,339
経常利益	249,958	350,564
特別利益		
貸倒引当金戻入額	4,200	-
製品保証引当金戻入額	1,200	-
特別利益合計	5,400	-
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12,170	-
固定資産処分損	710	646
投資有価証券評価損	-	1,187
特別損失合計	12,880	1,834
税引前四半期純利益	242,477	348,730
法人税等	104,000	151,000
四半期純利益	138,477	197,730

【会計方針の変更等】
 該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(退職給付引当金)	当社は、確定給付型の退職給付制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成23年6月1日より適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度へ移行しました。このため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用しておりますが、この適用に伴う当期の影響額は軽微であります。
(役員退職慰労引当金)	当社は、平成23年6月29日開催の定時株主総会において、本総会終結の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、制度廃止日までの在任期間を対象とする退職慰労金を打切り支給すること、ならびに打切り支給の時期については各取締役及び各監査役の退任時とすることが承認可決されました。これに伴い、制度廃止日までに繰入計上していた役員退職慰労引当金45,900千円は、「長期未払金」に振り替え、固定負債の「その他」を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)
 該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)
 該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	202,584千円	164,329千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	79,844	5.0	平成22年3月31日	平成22年6月10日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	47,896	3.0	平成23年3月31日	平成23年6月10日	利益剰余金

(持分法損益等)

関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当社は船用機関関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	8円67銭	12円39銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	138,477	197,730
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	138,477	197,730
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,968	15,965

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

平成23年6月29日開催の定時株主総会で承認された会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役(業務執行取締役に限る)に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成23年8月1日開催の当社取締役会において新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしました。

(1) 新株予約権の総数 38個

(2) 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数
当社取締役8名 38個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

当社が株式分割、又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4) 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり1円

(5) 新株予約権の行使期間 平成23年9月16日～平成53年9月15日

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、(12)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

2【その他】

平成23年5月13日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....47,896千円

(ロ) 1株当たりの金額.....3円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年6月10日

(注) 平成23年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

阪神内燃機工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲尾 彰記 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 睦裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている阪神内燃機工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第147期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、阪神内燃機工業株式会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。